

千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第6項に規定する小児科の相対的医師少数区域（以下「相対的医師少数区域」という。）において、小児の入院医療などを担う病院の小児科医確保を支援するため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、別表1の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める医療機関が行う第3欄に定める事業とする。

2 補助の対象期間は、前項に規定する事業を実施するため、小児科医（新生児科医を含む。以下、同じ。）を新規雇用した日の属する年度（以下「事業開始年度」という。）から起算して5年を経過する年度までとする。ただし、小児科医を新規雇用した日と比較して、常勤ポスト（次員も含め、当該医療機関において、配置を予定する常勤の医師数をいう。以下、同じ。）を減らした場合、常勤ポストを減らした翌日以降は、補助の対象としない。

3 前2項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。

(1) 別表2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表2の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) その他知事が必要と認める事項

(変更等承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第9条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度以降の予算に係る補助金について適用する。

別表1 (第2条 補助対象)

1 事業区分	2 対象医療機関	3 対象事業
常勤ポストの増設	<p>千葉県保健医療計画において、次のいずれかに位置付けられている病院とする。</p> <p>ただし、相対的医師少数区域に所在する病院に限る。</p> <p>(1) 全県(複数圏域)対応型小児医療連携拠点病院(小児中核病院)</p> <p>(2) 救命救急センター(県総合救急災害医療センターを除く)</p> <p>(3) 小児救命救急センター</p> <p>(4) 地域小児科センター</p> <p>(5) 小児救急医療拠点病院</p> <p>(6) 病院群輪番制参加病院のうち小児救急にも対応している病院</p>	<p>事業開始年度の前年度と比較して、小児科等の常勤ポストを増設し、次の各号のすべてを満たす常勤の小児科医を新規雇用(原則として、年度末まで雇用するものに限る。)することで、常勤の小児科医を増員する事業。ただし、第2欄(7)のみ該当する病院については、周産期母子医療センターにおいて、新生児の診療等に従事する医師を増員する事業に限る。</p> <p>(1) 専門医資格(日本専門医機構又は各学会が認定する小児科専門医資格又は新生児専門医資格に限る。以下、同じ)を取得している者、又は新規雇用する年度に専門医試験を受験し、専門医資格を取得予定の者であること。</p> <p>(2) 直近1年間の間に、県内医療機関で小児科の専門医として勤務していた者でないこと。</p>
その他	<p>(7) 周産期母子医療センター</p>	<p>次の各号のすべてを満たす小児科医(非常勤医を含む。)を新規雇用(原則として、年度末まで雇用するものに限る。)する事業。ただし、第2欄(7)のみ該当する病院については、周産期母子医療センターにおいて、新生児の診療等に従事する医師を増員する事業に限る。</p> <p>(1) 専門医資格を取得している者、又は新規雇用する年度に専門医試験を受験し、専門医資格を取得予定の者であること。</p> <p>(2) 直近1年間の間に、県内医療機関で小児科の専門医として勤務していた者でないこと。</p> <p>(3) 直近1年間の間に、同一開設者の医療機関で勤務していた者でないこと。</p>

※第3欄にある「直近1年間の間」とは、新規雇用した日の属する月の初日から起算して前1年間をいう。

別表2（第4条 算出方法等）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>常勤換算した医師1人当たり年間3,000千円とする。</p> <p>ただし、補助金の算定期間（「補助申請年度の4月1日」又は「補助対象医師の新規雇用年月日」のいずれか遅い日から、「補助申請年度の3月31日」、「補助対象医師の退職年月日」又は「小児科医を新規雇用した日と比較して、常勤ポストを減らした日」のいずれか早い日までの期間をいう。以下、同じ。）が1年未満の場合の基準額は、補助金の算定期間に応じて日割計算により算出した額とする。</p> <p>また、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>補助対象医師に対する年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額であって、給与所得控除前の金額をいう。）から、別表3の第1欄に定める対象医師の年齢ごとに、第2欄に定める控除額を差し引いた額を対象経費とする。</p>	<p>3分の2</p>

別表3（控除額）

1 補助対象医師の年齢	2 控除額
35歳未満	9,500千円 × 常勤換算医師数
35歳以上40歳未満	10,500千円 × 常勤換算医師数
40歳以上45歳未満	11,500千円 × 常勤換算医師数
45歳以上50歳未満	12,500千円 × 常勤換算医師数
50歳以上55歳未満	13,500千円 × 常勤換算医師数
55歳以上60歳未満	14,500千円 × 常勤換算医師数
60歳以上	15,500千円 × 常勤換算医師数

※第1欄に定める補助対象医師の年齢は、申請年度の4月1日時点の年齢とする。

※補助金の算定期間が1年未満の場合、第2欄に定める控除額は、補助金の算定期間に応じて日割計算により算出した額とする。

※第2欄により算出された控除額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

千葉県知事

様

補助事業者

所在地

名称

代表者名

対象施設名

年度千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業
補助金交付申請書

年度において、次のとおり千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金の申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 補助対象医師の履歴等調書（別紙3）
- 5 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書の抄本
 - （2）誓約書（別紙4）、役員等名簿（別紙5）
 - （3）その他参考となる書類

経費所要額調書

医療機関名： _____

総事業費 (A)	寄付金及び その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C)(D)(E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	県補助金 所要額 (F)の合計×(G) (H)
円	円	円	円	円	円	2/3	円

記入要領

- 1 A欄「総事業費」には、別紙2「事業計画書」の「1 今年度の補助対象事業の実施予定」のうち「補助対象医師に対する年間の支給総額（見込）」の計欄の額を記入すること。
- 2 C欄「差引事業費」には、「総事業費」(A)欄から「寄付金及びその他の収入額」(B)欄を減じた額を記入すること。
- 3 D欄「対象経費の支出予定額」欄には、別紙2「事業計画書」の「1 今年度の補助対象事業の実施予定」のうち「対象経費」の計欄の額を記入すること。
- 4 E欄「基準額」欄には、別紙2「事業計画書」の「1 今年度の補助対象事業の実施予定」のうち「基準額」の計欄の額を記入すること。
- 5 F欄「選定額」には、C欄「差引事業費」、D欄「対象経費の支出予定額」、E欄「基準額」を比較して最も少ない額を記入すること。
- 6 H欄「県補助金所要額」には、F欄「選定額」の合計にG欄「補助率」を乗じた額を記入すること。
また、算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

事業計画書

医療機関名		
所在地		
担当者	所属	
	氏名	
	電話	
	メール	
千葉県保健医療計画の位置付け ※1		全県（複数圏域）対応型小児医療連携拠点病院（小児中核病院）
		救命救急センター
		小児救命救急センター
		地域小児科センター
		小児救急医療拠点病院
		病院群輪番制参加病院のうち小児救急にも対応している病院
		周産期母子医療センター

※1 千葉県が公表する「循環型地域医療連携システムにおける医療機関一覧」のうち「5疾病・5事業別の医療機関一覧」の「小児医療」「周産期医療」を確認し、該当するものすべてに○を付けること。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/hokeniryour6list.html>

1 今年度の補助対象事業の実施予定 ※2

No.	診療科	事業区分	補助対象医師に対する 年間の支給総額（見込）	対象経費	基準額
計					

※2 補助対象医師1人につき、別紙3を1枚作成して添付すること。
 また、各欄については、別紙3の記載内容を記入すること。

2 期待される事業効果（事業開始前と比較して該当するものすべてに○）

	入院患者の受入体制の拡充（入院患者数の増など）
	外来患者の受入体制の拡充（外来患者数の増など）
	夜間・休日の対応拡充（診療時間の延長や輪番参加日の増など）
	対応可能な患者範囲の拡充（対応可能な傷病や週数の範囲拡大など）
	現状の診療体制の維持（欠員補充や勤務医の負担軽減など）
	その他
補足 ※5	

※5 「補足」欄については、期待される事業効果の詳細を記入すること。

3 小児科医確保に向けて実施した取組 ※6

--

※6 給与の上乗せや手当支給による処遇改善など、小児科医確保のために行った対策を記入すること。

4 小児科の受入状況（小児科の補助対象医師がいる場合に記入）

		前年度実績（年度末時点）	今年度見込 ※7
入院の 受入体制	入院受入可能人数 ※8	人程度	人程度
	小児科の専用病床 ※9	床	床
診療実績	延入院患者数	人	人
	延外来患者数	人	人
夜間・ 休日の 対応 ※10	平日夜間	入院	
		外来	
		備考	
	休日日中	入院	
		外来	
		備考	
	休日夜間	入院	
		外来	
		備考	

※7 申請師時点で想定する今年度の見込みについて記入すること。

※8 「入院受入可能人数」欄については、1日で受入可能な小児の入院患者の最大人数を記入すること。

※9 「小児科の専用病床」欄については、PICUや小児入院医療管理料を算定する病床など、小児科の患者を受け入れるために設置する病床数を記入すること。

※10 「夜間・休日の対応」欄については、平日夜間・休日日中・休日夜間別、入院・外来別の受入体制について、「常時対応可」「時間帯等によって対応可」「対応不可」から選択して記入すること。
なお、「時間帯等によって対応可」を選択した場合、「備考」欄に対応可能な時間帯等を記入すること。

5 新生児科の受入状況（補助対象医師が新生児の診療等に従事する場合に記入）

		前年度実績	今年度見込 ※7
入院の 受入体制	NICUの病床数	床	床
	GCUの病床数	床	床
診療実績	延入院患者数（NICU）	人	人
	延入院患者数（GCU）	人	人

補助対象医師の履歴等調書

医療機関名： _____

1 実施する事業

申請年度	年度	診療科 ※1	事業区分 ※2
------	----	--------	---------

※1 所属する診療科名を記入すること。

※2 別表1の第1欄の事業区分から選択すること。

2 補助対象医師の履歴等

氏名	年齢 ※3	歳	医籍登録年月	年	月
専門医資格 ※4	専門医資格の認定・更新(予定)年月 ※5			年	月
新規雇用年月日	年	月	日	雇用形態	常勤換算 ※6
補助金の算定期間	年	月	日	から	補助金の算定日数
	年	月	日	まで	日
補助対象医師に対する年間の支給総額(見込) ※7					円
別表3の第2欄に定める控除額(控除額×補助金の算定日数/年間日数)					円
対象経費					円
基準額(3,000,000円×常勤換算人数×補助金の算定日数/年間日数)					円
職歴 ※8					
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				
年	月				

※3 「年齢」欄については、申請年度の4月1日時点の年齢を記入すること。

※4 「専門医資格」欄については、取得する専門医資格を「小児科」「新生児」から選択するとともに、当該資格の取得状況を「取得済」「取得予定」から選択すること。

※5 「専門医資格の認定・更新(予定)年月」欄については、申請時点で有効な小児科専門医又は新生児専門医の認定年月(認定証発行年月)を記載すること。今年度取得予定の場合は、認定予定年月を記載すること。

※6 「常勤換算」欄については、補助対象医師1人ずつ小数点第5位を四捨五入した上で集計すること。

※7 「補助対象医師に対する年間の支給総額(見込)」欄については、申請時点で想定される年間の支給総額(給与所得控除前の額)を記入すること。

※8 「職歴」欄については、新規雇用した日の属する月の初日から起算して前5年間の職歴(医籍登録日以降であって、医師として勤務したものに限り)を記入すること。

3 事業を実施する診療科の医師数の推移 ※9

(単位:人)

	事業開始年度の前年度実績		事業開始年度	2年目	3年目	4年目	5年目
	.4.1時点	.3.31時点	. . 時点	.4.1時点	.4.1時点	.4.1時点	.4.1時点
常勤ポスト ※10							
常勤医師数							
うち専門医 ※11							
非常勤医師数							
常勤換算							
合計							
常勤換算							

※9 「事業開始年度の前年度実績」欄については、4月1日及び3月31日時点の実績を記入すること。

「事業開始年度」欄については、補助対象医師を新規雇用した時点の実績を記入すること。

「2年目」から「5年目」の各欄については、2年目以降の補助を申請する際に、各年度の4月1日時点の状況を、順次、記入すること。

※10 「常勤ポスト」欄については、欠員も含め、配置を予定する常勤医師数を記入すること。

※11 小児科専門医(小児科専門医を持たない新生児専門医がいる場合は当該医師を含む)の人数を記入すること。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名 称

代表者

Ⓔ

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金交付要綱第2条第3項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾀ	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾀ	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（ 私 ・ 当法人（団体） ）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊤

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
 - ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

千葉県知事

様

補助事業者

所在地

名称

代表者名

対象施設名

年度消費税等に係る仕入控除税額報告書

年 月 日千葉県医指令第 号で補助金交付決定のあった千葉県
相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金について、千葉県相対的
医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金交付要綱第5条第6号の規定に
より下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
| 4 その他参考となるべき資料（2及び3の金額の精算の内訳等） | | |

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者

所在地

名称

代表者名

対象施設名

年度千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付決定のあった
千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業を次のとおり変更（中止・
廃止）したいので、千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金
交付要綱第6条の規定により承認申請します。

- 1 変更（中止・廃止）事業名
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更前計画
- 4 変更後計画

千葉県知事 様

補助事業者
所在地
名称
代表者名
対象施設名

年度千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業
補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定のあった
千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業について、千葉県補助金等
交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

- 1 経費所要額精算書（別紙6）
- 2 事業実績報告書（別紙7）
- 3 補助対象医師の雇用実績等調書（別紙8）
- 4 添付書類
 - （1）歳入歳出決算書抄本
 - （2）小児科専門医の認定証写し
 - （3）労働条件明示書・労働契約書など雇用関係が分かる資料
 - （4）賃金台帳など支給額が分かる資料
 - （5）その他参考となる資料

経費所要額精算書

医療機関名： _____

総事業費 (A)	寄付金及び その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C)(D)(E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	補助基本額 (F)の合計×(G) (H)	交付決定額 (I)	県補助金 所要額 (H)と(I)を比較 して少ない額 (J)
円	円	円	円	円	円	2/3	円	円	円

記入要領

- 1 A欄「総事業費」には、別紙3「補助対象医師の履歴等調書」の「2 補助対象医師の履歴等」のうち「補助対象医師に対する年間の支給総額(見込)」について、補助対象医師全員分を集計した額を記入すること。
- 2 C欄「差引事業費」には、「総事業費」(A)欄から「寄付金及びその他の収入額」(B)欄を減じた額を記入すること。
- 3 D欄「対象経費の支出額」欄には、別紙3「補助対象医師の履歴等調書」の「2 補助対象医師の履歴等」のうち「対象経費」について、補助対象医師全員分を集計した額を記入すること。
- 4 F欄「選定額」には、C欄「差引事業費」、D欄「対象経費の支出額」、E欄「基準額」を比較して最も少ない額を記入すること。
- 5 H欄「補助基本額」には、F欄「選定額」の合計にG欄「補助率」を乗じた額を記入すること。
また、算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。
- 6 J欄「県補助金所要額」には、H欄「補助基本額」とI欄「交付決定額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

事業実績報告書

医療機関名		
所在地		
担当者	所属	
	氏名	
	電話	
	メール	

1 今年度の補助対象事業の実績 ※1

No.	診療科	事業区分	補助対象医師に対する 年間の支給総額	対象経費	基準額
計					

※1 補助対象医師1人につき、別紙8を1枚作成して添付すること。
また、各欄については、別紙8の記載内容を記入すること。

2 小児科の受入状況（小児科の補助対象医師がいる場合に記入）

		申請時点の見込 ※2	事業実施年度の実績
入院の 受入体制	入院受入可能人数 ※3	人程度	人程度
	小児科の専用病床 ※4	床	床
診療実績	延入院患者数	人	人
	延外来患者数	人	人
夜間・ 休日の 対応 ※5	平日夜間	入院	
		外来	
		備考	
	休日日中	入院	
		外来	
		備考	
休日夜間	入院		
	外来		
	備考		

※2 申請書（別紙2）に記載した見込みを記入すること。

※3 「入院受入可能人数」欄については、1日で受入可能な小児の入院患者の最大人数を記入すること。

※4 「小児科の専用病床」欄については、PICUや小児入院医療管理料を算定する病床など、小児科の患者を受け入れるために設置する病床数を記入すること。

※5 「夜間・休日の対応」欄については、平日夜間・休日日中・休日夜間別、入院・外来別の受入体制について、「常時対応可」「時間帯等によって対応可」「対応不可」から選択して記入すること。
なお、「時間帯等によって対応可」を選択した場合、「備考」欄に対応可能な時間帯等を記入すること。

3 新生児科の受入状況（補助対象医師が新生児の診療等に従事する場合に記入）

		申請時点の見込 ※2	事業実施年度の実績
入院の 受入体制	NICUの病床数	床	床
	GCUの病床数	床	床
診療実績	延入院患者数（NICU）	人	人
	延入院患者数（GCU）	人	人

補助対象医師の雇用実績等調書

医療機関名： _____

1 申請内容 ※1

申請年度	年度	診療科		事業区分	
氏名		年齢	歳	医籍登録年月	年 月

※1 申請書(別紙3)に記載した内容を記入すること。

2 補助対象医師の雇用実績

新規雇用年月日	年	月	日	常勤換算 ※2	人
年度末の雇用状況 ※3				退職年月日 ※4	年 月 日
年度末の常勤ポスト数 ※5				常勤ポスト削減年月日 ※6	年 月 日
補助金の算定期間	年	月	日	補助金の算定日数	日
	年	月	日		
補助対象医師に対する年間の支給総額 ※7					円
別表3の第2欄に定める控除額					円
対象経費					円
基準額					円

※2 「常勤換算」欄については、補助対象医師1人ずつ小数点第5位を四捨五入した上で集計すること。

※3 「年度末の雇用状況」欄については、3月31日の状況を「雇用中」「退職済」から選択すること。

※4 「退職年月日」欄については、「年度末の雇用状況」欄で「退職済」を選択した場合のみ記入すること。

※5 「年度末の常勤ポスト数」欄については、3月31日時点の常勤ポスト数が補助対象職員を新規雇用した日と比較して、同数以上の場合「新規雇用時以上」を、削減している場合「新規雇用時より減」を選択すること。

※6 「常勤ポスト削減年月日」欄については、「年度末の常勤ポスト数」欄で「新規雇用時より減」を選択した場合のみ記入すること。

※7 「補助対象医師に対する年間の支給総額」欄については、年間の支給総額(給与所得控除前の額)の実績を記入すること。

3 事業を実施する診療科の医師数の推移 ※8

(単位：人)

	事業開始年度の前年度実績		事業開始年度	2年目	3年目	4年目	5年目
	.4.1時点	.3.31時点	.3.31時点	.3.31時点	.3.31時点	.3.31時点	.3.31時点
常勤ポスト ※9							
常勤医師数							
うち専門医 ※10							
非常勤医師数							
常勤換算							
合計							
常勤換算							

※8 「事業開始年度の前年度実績」欄については、4月1日及び3月31日時点の実績を記入すること。

「事業開始年度」欄については、補助対象医師を新規雇用した年度の年度末時点の実績を記入すること。

「2年目」から「5年目」の各欄については、2年目以降の補助を申請する際に、各年度の3月31日時点の状況を、順次、記入すること。

※9 「常勤ポスト」欄については、欠員も含め、配置を予定する常勤医師数を記入すること。

※10 小児科専門医(小児科専門医を持たない新生児専門医がいる場合は当該医師を含む)の人数を記入すること。

別記第5号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事

様

補助事業者

所在地

名称

代表者名

対象施設名

年度千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援
事業補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県医達第 号で額の確定のあった千葉県相対的
医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則
第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

金

円

振込先

銀行

支店

口座名

預金種別

普通 ・ 当座

口座番号

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
所在地
名称
代表者名
対象施設名

年度千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業
補助金概算払請求書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定のあった
千葉県相対的医師少数区域における小児科医確保緊急支援事業補助金を千葉県補助金等
交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店
口座名
預金種別 普通 ・ 当座
口座番号